

「市有地の形質変更時における土壤汚染調査・対策指針」

1 目的

平成 15 年 2 月、一定の機会をとらえ土壤汚染の状況調査を実施すること等を義務付けた「土壤汚染対策法」(以下、「法」と言う。)が施行され、平成 16 年 1 月には、3,000 m²以上の土地の形質変更時に有害物質使用の履歴ほかの調査等を行うことを定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」(以下、「条例」と言う。)が施行された。

また、法に基づく調査の機会を増やし汚染土壤の搬出規制を強化する等の改正が行われ、平成 22 年 4 月 1 日に施行された。

一方、法・条例の対象外の土地においても、自主的な土壤汚染調査・対策が活発に行われるようになってきている。

本市においても、今後、公共事業をはじめ、まちづくりのための諸施策を、市民の信頼のもとに着実に進めていくためには、事業の対象となる土地の土壤汚染の状況を十分に把握し、必要な対策を実施することがますます重要な課題となる。

本指針は、本市の所有地において、土地の形質変更を伴う事業を実施するにあたり、法及び条例が定める土壤汚染調査・対策の進め方を基本にしつつ、さらに調査の機会等を拡充するとともに、必要な調査・対策をより効果的かつ効率的に行い、もって事業及び土壤汚染対策を円滑に推進することを目的とする。

2 対象となる土地

形質変更を行う本市の所有地を本指針の対象とする。

3 用語の意義

本指針で用いる用語のうち、法又は条例で用いられるものは、本指針においてもそれらに準じて用いるものとする。

4 調査

(1) 履歴調査

対象地における次の履歴の有無を調査する。

- ① 対象地に有害物質使用特定施設やダイオキシン特定施設が存在した履歴がある。
- ② 対象地が工場・事業場に利用され、管理有害物質が製造、使用、発生又は処理（以下、「使用等」という。）された履歴がある。

- ③ 対象地が工場・事業場に利用され、管理有害物質を含む固体若しくは液体を貯蔵又は保管した履歴がある。
- ④ 対象地に管理有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、又は飛散し、流出し、地下に浸透した履歴がある。
- ⑤ 対象地に土壤汚染のあることが明らかであるか、又は対象地の周辺に土壤汚染があり、対象地においてもその汚染と同様の汚染のおそれがあると推測できる相当の履歴がある。

(2) 土壤調査

前項の履歴調査の結果、当該土地が管理有害物質によって汚染されているおそれがあると認められる時は、対象地の土壤調査を行う。

調査方法は法及び条例に準じる。

なお、対象地が、管理有害物質を含む廃棄物が埋立処分された履歴を持つ時は、廃棄物埋立ての実態を踏まえた適切な土壤調査を行うものとする。

5 対策

土壤調査の結果、管理有害物質の基準に適合しない土壤汚染がある時は、対象地の土地利用計画及び周辺地域の状況等を勘案し、必要に応じ法・条例に準じた適切な対策を行うものとする。

また、当該土地の形質変更にあたっては、汚染の拡散防止の観点から、法・条例に準じた施行方法によるものとする。

6 公表・周知

土壤調査により汚染のあることが判明した時は、すみやかに調査結果を公表するとともに、土地の形質変更の実施にあたっては、周辺住民等への周知に努めるものとする。

7 環境局への報告

土壤調査及び対策の結果について、環境局へ報告するものとする。

附則 この指針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

「市有地の形質変更時における土壤汚染調査・対策指針」の運用について

環境局環境管理部環境管理課

1 対象となる土地

形質変更を行う本市が所有する土地。

2 土地の形質変更の定義

- 法・条例と同じ。

「土地の形質変更」とは

以下の行為を除く「土地の形状を変更する行為全般」を言う。

- 軽易な行為で次のいずれにも該当しない行為

イ 土壤を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること

ロ 土壤の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと

ハ 土地の形質変更に係る部分の深さが 50 センチメートル以上であること

- 農業を営むために通常行われる行為であって、土壤を区域外へ搬出しない行為

- 林業の用に供する作業路網の整備であって、土壤を区域外へ搬出しない行為

- 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更

- 非常災害のための必要な応急措置として行う行為

- すべて盛土の土地の形質変更

(条例の調査・対策の手引きより)

- 本指針運用についての補足

次の工事は「土地の形質変更」の対象としない。

- ・ 供用中の道路の改修、供用中の道路内の水道や下水道などの地下埋設物の工事。
- ・ トンネル、シールド工法等を用いた地下工事（ただし、立坑など開削施工部分は除く）。
- ・ 既存施設の付帯設備等の設置、改修工事等で小規模のもの。

3 調 査

(1) 履歴調査

- ・ 土地の利用履歴調査を行い、対象地で土壤調査が必要か判断する。
- ・ 履歴調査は、過去の住宅地図、環境局にある情報、旧土地所有者や周辺住民等の関係者から得られた情報を用いて行うものとする。（詳しくは「土壤汚染対策法及び大阪府生活環境の保全に関する条例に基づく土壤汚染に係る調査・対策の手引き：大阪府環境農林水産部環境管理室」を参照）

(参考) 環境局にある情報

- 過去の住宅地図（昭和 30 年代後半以降）
- 有害物質使用特定施設の届出情報

- 有害物質使用特定施設の廃止に関する届出情報（平成 10 年度以降廃止のもの）
- 土壌汚染調査結果・対策情報（自主調査、法・条例調査で報告のあったもの）

(2) 土壌調査

- ・ 履歴調査結果から汚染のおそれがある場合は、「指定調査機関」に法・条例に準じた調査を実施させる。
- ・ 調査結果を基に、法第 14 条の「指定の申請」を行う場合は、指定調査機関による「地歴調査」が行われている必要がある。

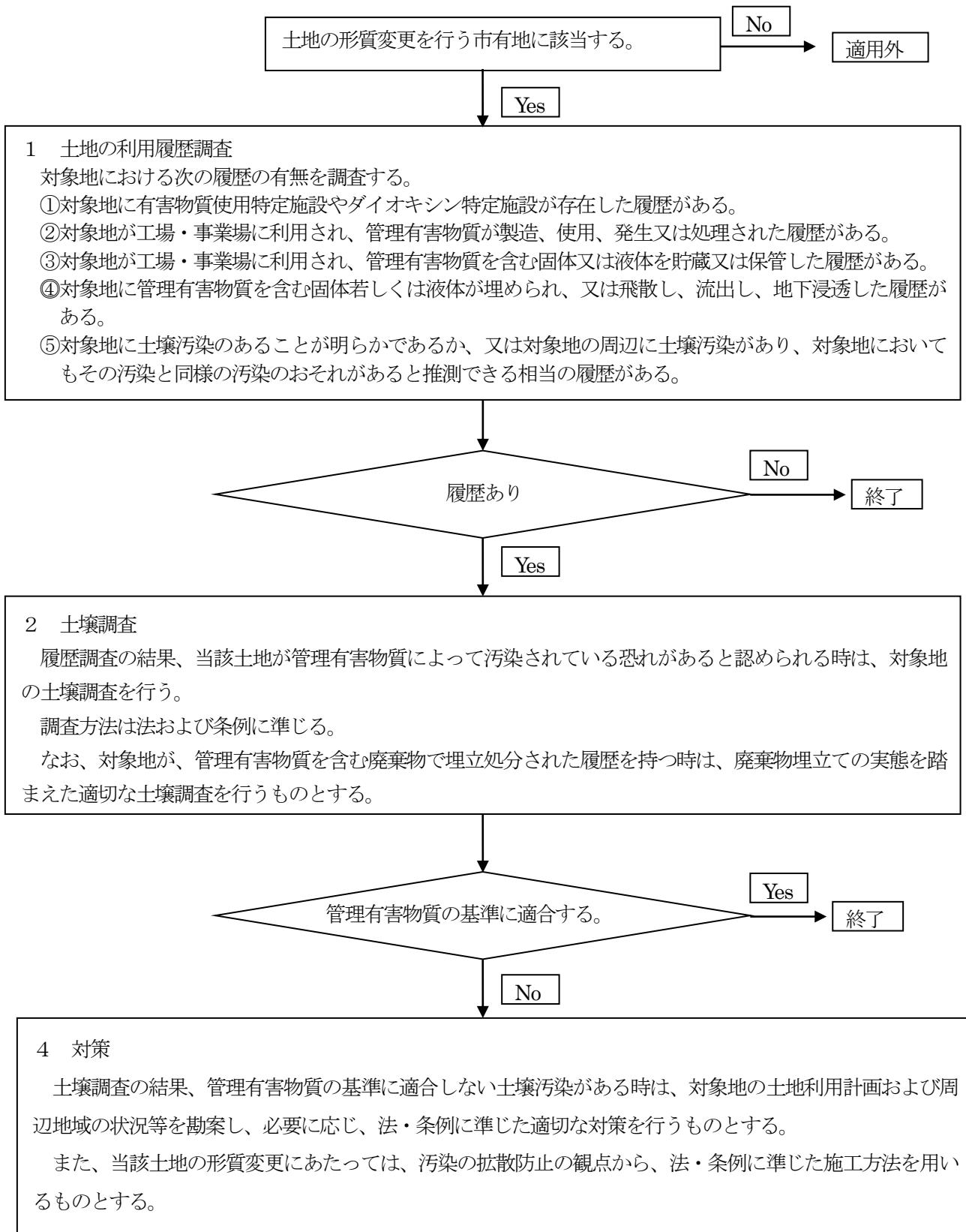
4 対 策

- ・ 原則として健康リスクがある場合（地下水経由、直接摂取）に措置を行う。
- ・ 土壌汚染の除去以外の対策（舗装、盛土、封じ込め等）を行った場合、対策後も適切なリスク管理が必要である。
- ・ 汚染土壌を敷地外へ搬出する場合は、許可を有する汚染土壌処理施設等へ搬出することが必要になる。

5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域への本指針の適用

- ・ 対象地が「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく指定区域でも、有害物質使用特定施設が存在したなど、土壌汚染のおそれがある場合は適切な土壌汚染調査計画を立案する必要がある。

市有地の形質変更時における土壤汚染調査・対策指針のフロー図



(参考)

○土壤汚染対策法

第六十一条

2 都道府県知事は、公園等の公共施設若しくは学校、卸売市場等の公益的施設又はこれらに準ずる施設を設置しようとする者に対し、当該施設を設置しようとする土地が第四条第二項の環境省令で定める基準に該当するか否かを把握させるよう努めるものとする。

○大阪府生活環境の保全等に関する条例

第八十一条の三

土地の所有者、管理者及び占有者は、当該土地の掘削その他の土地の形質の変更をしようとする場合又は当該土地において過去に管理有害物質が使用された事実がある場合には、当該土地の土壤の管理有害物質による汚染の状況の把握に努めなければならない。

法第十四条（指定の申請）

